

賃貸借契約書

菊池広域連合長 荒木 義行（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、菊池広域連合長期継続契約に関する条例（平成19年菊池広域連合条例第3号）第2条に基づき、乙所有の菊池広域連合業務用パソコン等賃貸借に係る機器等（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

契約要綱

1. 件名 菊池広域連合業務用パソコン等賃貸借
2. 機器名及び数量 明細は、別紙の機器明細表のとおりとする。
3. 契約期間 令和6年6月1日から令和11年5月31日まで
4. 契約金額 月額〇〇〇〇円（内消費税額〇〇円）
5. 据付場所 熊本県菊池市泗水町福本 383 番地（菊池広域連合事務局）
熊本県合志市幾久富 460 番地（クリーンの森合志）
6. 契約保証金

契 約 条 項

(総 則)

第1条 乙は、頭書記載の契約要綱と次条以下の契約条項に従い、甲に対して「機器」の賃貸を行うものとする。

(管理及び保守)

第2条 甲は、「機器」を良好な環境の中で管理し、善良な注意をもって使用するものとする。

(賃貸料の支払い)

第3条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(支払い遅延利息)

第4条 甲が前条の期限内に代金の支払いをしないときは、乙は甲に対して支払い遅延利息を請求することができる。

2 支払い遅延利息の率は、甲乙協議してこれを定める。

(損害賠償)

第5条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償金の額は、甲乙協議してこれを定める。

(管理体制)

第6条 甲は、「機器」管理責任者及び担当者の責任体制を明確に定めるものとする。

(暴力団排除措置等に係る甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等が暴力団等（その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不正行為等を行い、又は行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）の構成員又は暴力団等に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者（以下「暴力団等関係者」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき、若しくは暴力団等関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等の威力若しくは暴力団等関係者を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者であることを知りながら、これを不

当に利用するなどしているとき。

2 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 8 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 乙は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、甲にその損害を請求することができる。

(契約の更新)

第 9 条 契約期間が満了する一ヶ月前までに甲から本契約更新の申し出があった場合は、甲乙協議して本契約を更新することができる。

(機器の返還等)

第 10 条 契約期間の満了後、機器に保存されたデータの消去及び機器の返還に係る費用は、乙が負担するものとする。

(協 議)

第 11 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これに対処するものとする。

以上の契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 熊本県菊池市泗水町福本 3 8 3 番地
菊池広域連合
菊池広域連合長 荒木 義行 ⑩

乙 ○○○○
△△△△
□□□□ 凸凸 凸凸 ⑩